

長野県上伊那広域水道用水企業団会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和 2 年 2 月 7 日 〕
〔 条例第 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項、第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定により、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与及び費用弁償の額等)

第 2 条 給与及び費用弁償の種類、額、支給条件及び支給方法は、当分の間、伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那市条例第 16 号）の適用を受ける伊那市会計年度任用職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県上伊那広域水道用水企業団職員の分限に関する条例の一部改正)

2 長野県上伊那広域水道用水企業団職員の分限に関する条例（昭和 5 5 年長野県上伊那広域水道用水企業団条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び同項ただし書の規定の適用については、同項本文中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」と、同項ただし書中「3 年を超えない限度」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき企業長が定める任期の範囲内」とする。

(長野県上伊那広域水道用水企業団職員の懲戒に関する条例の一部改正)

3 長野県上伊那広域水道用水企業団職員の懲戒に関する条例（昭和 5 5 年長野県上伊那広域水道用水企業団条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の月額」の次に「（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員で長野県上伊那広域水道用水企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 号）の規定により報酬が支給される者にあつては、その報酬）」を加える。

(長野県上伊那広域水道用水企業団職員の給与及び基準に関する条例の一部改正)

4 長野県上伊那広域水道用水企業団職員の給与及び基準に関する条例(昭和55年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第20条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第20条の2 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。